



令和5(2023)年度 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
クロスメディア（広報誌と動画の連動による）広報業務委託
公募型プロポーザル実施要領



1 事業の目的

- (1) 2026年の青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）の開催に向けて、国スポ・障スポの概要や各競技の見どころ、青森県の選手・大会を支える人々、各会場地市町村の紹介等を行い、国スポ・障スポへの興味・関心を高めるとともに、開催準備への協力や参加を促し、開催に向けた気運醸成を図る。
- (2) 複数のマスメディアを機能的に組み合わせて戦略的に広報を行うことで、国スポ・障スポの効率的な認知度の向上及び幅広い年齢層への情報のリーチを図る。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和5(2023)年度 青の煌めきあおもり国スポ・障スポクロスマスメディア（広報誌と動画の連動による）広報業務
- (2) 業務内容 別紙1 「令和5(2023)年度 青の煌めきあおもり国スポ・障スポクロスマスメディア（広報誌と動画の連動による）広報業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6(2024)年3月31日まで
- (4) 委託料限度額 8,993千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当所属及び問い合わせ先
第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会事務局
(青森県企画政策部 国民スポーツ大会準備室)
総務企画担当 細田、安食
〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁東棟4階
電話：017-734-9703 FAX：017-734-8032
電子メール kokuspo@pref.aomori.lg.jp

3 参加資格

本公募型プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 青森県内に営業拠点を持つ者（本社、支社等含む）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 青森県の物品等の競争入札参加資格（令和4年青森県告知第63号）に基づき、役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿（R5.2.1～R5.9.30）に記載があり、かつ業種が「W 広告及びイベントに係るもの」であってA級に格付けされた業者であること。

- (4) 県民税、法人税、消費税または地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動もしくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や政党などを推薦、支持または反対する目的の団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (7) 当該業務を事業委託期間内にわたり確実に遂行するために必要な組織、能力及び人員等の体制を有する者であること。

4 プロポーザル実施の手続

- (1) 実施スケジュール
 - ① 実施要領等の公表 令和 5 (2023) 年 2 月 10 日 (金)
 - ② 実施内容等に関する質問書提出期限 令和 5 (2023) 年 2 月 17 日 (金)
 - ③ 参加表明書の提出期限 令和 5 (2023) 年 2 月 17 日 (金)
 - ④ 質問に対する回答 令和 5 (2023) 年 2 月 24 日 (金)
 - ⑤ 企画提案書の提出期限 令和 5 (2023) 年 3 月 13 日 (月)
 - ⑥ 公募型プロポーザル選定委員会
(プレゼンテーション) 令和 5 (2023) 年 3 月 16 日 (木)
 - ⑦ 審査結果の公表・通知 令和 5 (2023) 年 3 月 17 日 (金)
- (2) 実施要領等の配布
 - ① 配布期間：令和 5 (2023) 年 2 月 10 日 (金) から同年 2 月 17 日 (金) まで
 - ② 配布場所：2 (5) の担当所属で配布するほか、青の煌めきあおもり国スポーツ公式ホームページからダウンロードできる。
- (3) 質問の受付及び回答
 - 本プロポーザルに関して質問がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式 1）に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。
なお、電話及び来訪等口頭による質問は受け付けない。
 - ① 受付期間：令和 5 年 2 月 10 日 (金) から 17 日 (金) 15 時まで（必着）
 - ② 提出方法：電子メールで提出
※電子メールの標題は「クロスマディア広報業務に関する質問：事業者名〇〇」とし、電子メール送信後、電話にて着信を確認する。
 - ③ 提出先：総務企画担当（2 (5)）
 - ④ 回答方法：期限までに提出された質問を取りまとめの上、令和 5 年 2 月 24 日 (金) までに、参加表明者全員に電子メールで回答する。

(4) 参加表明書の提出

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式2）（確認書（様式3）並びに企業概要及び業務実績（様式4）を添付。）を作成し、令和5（2023）年2月17日（金）15時までに総務企画担当宛てに持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和5（2023）年3月13日（月）15時までに総務企画担当宛てに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 資格審査結果通知書の送付

4(4)により提出された参加表明書等により資格審査を行い、全ての参加表明書提出者に対し令和5（2023）年2月21日（火）までに電子メールにより通知する。

(6) 企画提案書の提出

4(5)の資格審査の結果通知において企画提案書の提出を認められた者は、仕様書及び別紙2「令和5（2023）年度 青の煌めきあおもり国スポ・障スポクロスマディア（広報誌と動画の連動による）広報業務委託 企画提案書作成要領」に基づき、企画提案提出書（様式5）及び企画提案書（様式任意）を作成し、次により提出すること。

※ ただし、模擬動画の提出は、当日までの持参により行うものとする。

- ① 提出期限：令和5（2023）年3月13日（月）15時まで
- ② 提出場所：総務企画担当（2(5)）
- ③ 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- ④ 提出部数：紙媒体8部（正本1部・副本7部）

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ① 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。
- ② 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 企画提案書は、青森県情報公開条例（平成11年青森県条例第55号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- ④ 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会事務局（以下「県準備委員会」という。）は、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に対し、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- ⑤ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等は、全て提案者の負担とする。
- ⑥ 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものみなす。
- ⑦ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は、英語表記を併記すること。
- ⑧ 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

- ⑨ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑩ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。

5 審査要領

本公募型プロポーザルによる契約相手方の候補者（以下「相手方候補者」という。）の選定は、次のとおりとする。

(1) 審査基準

別紙3「令和5(2023)年度 青の煌めきあおもり国スポ・障スポクロスマディア（広報誌と動画の連動による）広報業務委託 審査基準」のとおり

(2) プрезентーションの実施

① 開催日

令和5(2023)年3月16日（木）

② 開催場所

青森県庁南棟3階 企画政策部会議室

③ 実施方法

参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションの時間は1提案者当たり20分（説明15分・質疑5分）程度とする。

模擬動画視聴のためのモニター及び接続パソコンは県準備委員会で用意するが、プレゼンテーションに別途パソコン等を使用する場合は、参加者が持参するものとする。ただし、使用可能なパソコン等は、HDMIポートまたはUSB Type-Cポートがあるものに限る。

④ その他

各提案者のプレゼンテーション開始時間及び会場は、後日通知する。

(3) 審査方法

- ① 企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、公募型プロポーザル選定委員会委員が、審査基準に基づき評価を行う。
- ② 選定委員会委員は、次の5名とする。

- ・第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会 事務局次長
- ・第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会 総務企画担当事務局員
- ・第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会 事務局次長補佐
- ・青森県企画政策部広報広聴課 広報グループ員
- ・青森県総務部行政経営課 システム管理運用グループ員

- (4) 相手方候補者の選定方法
- ① 失格者（5(5)のいずれかの場合に該当する者）を除き、(3)①による評価の総合点が最も高い者を相手方候補者とする。
 - ② 評価の総合点が最も高い者が複数の場合は、提案額が最も安価な者を相手方候補者とする。
なお、金額も同額の場合には、審査会において決定する。
 - ③ ①及び②に関わらず、総合点が60点未満の場合は、相手方候補者として選定しない。
- (5) その他
- 次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。
- ① 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ③ 見積書の金額が2(4)の委託料限度額を超える場合
 - ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

相手方候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、相手方候補者に係る名称等については、青の煌めきあおもり国スポーツ公式ホームページで公表する。

7 契約の手続

- (1) 相手方候補者として選定された者と県準備委員会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った後、相手方候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、県準備委員会と随意契約による委託契約を締結する。
- (2) (1)により委託契約を締結した者（以下「受託者」という。）に対する契約代金の支払いは、精算払いとする。ただし、青森県財務規則を準用しての概算払いも認められる。
- (3) 相手方候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させるものとする。なお、この場合は、次順位の者を候補者とする。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に一括して委託することはできない。なお、業務の一部を委託する場合は、県準備委員会と協議し、当該協議が整った場合のみ実施することができる。
- (5) 受託者が本業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、青森県個人情報保護条例（平成10年青森県条例第57号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、

滅失及び損の防止等、個人情報の保護に努めるものとする。

- (6) 契約の締結後において、県準備委員会の地位が継承された場合には、本契約の当事者の地位も継承されるものとする。

8 その他

本プロポーザルは青森県からの第80回国民スポーツ大会開催準備に係る令和5年度に要する経費に係る負担金の交付が前提のため、負担金の交付決定をもってはじめて有効に契約しうるものとなる。負担金の交付決定がなされなかった場合には、この手続きの変更（中止を含む。）を行うことがある。なお、この場合、参加者の損害は補償しない。